

郡山市業務委託電子入札参加者心得

(令和7年3月6日適用)

(目的)

第1条 郡山市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う業務委託の契約に係る競争入札（以下「電子入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(電子入札システムへの利用者登録)

第2条 入札参加者は、電子入札に使用できるＩＣカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ＩＣカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

2 入札参加者が電子入札において使用することができるＩＣカードは、入札参加者の代表者、又は当該代表者から、郡山市入札参加資格審査申請時に入札に関する一切の権限について委任を受けた者のＩＣカードでなければならない。

(電子入札システム利用の原則)

第3条 電子入札においては、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとする。

2 電子入札においては、入札参加者に対する入札手続に関連する入札参加資格確認通知等の各種通知は、原則として電子入札システムを利用して行うものとする。

(入札保証金)

第4条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

2 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市に納めなければならない。

(入札等)

第5条 入札参加者は、公告、指名通知書及び仕様書並びに入札条件及び契約方法を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、電子入札システムにより、公告又は指名通知書で示す入札期間において入札書又は辞退届（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

3 入札書には、入札金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力しなければならない。

4 提出された入札書等の変更又は取消しは認めないものとする。

(委託費内訳書)

第6条 入札参加者は、委託費内訳書の提出が必要な入札の場合においては、入札書と併せて電子入札システムに当該業務に係る委託費内訳書を提出しなければならない。

2 前項において委託費内訳書の提出がない場合、入札に参加することはできない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札を辞退することができる。

2 入札書を提出した以降は、辞退届を提出することができない。ただし、入札参加者からの申し出により市長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

3 入札期限までに入札書が電子入札システムにより提出されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(電子入札の延期又は中止)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札又は開札を延期し、若しくは中止することがある。

2 次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。

(1) 自然災害

(2) 広域又は地域的停電

(3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

(4) 前3号に掲げるもののほか入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害
(入札参加者の使用するICカードの紛失若しくは破損又はコンピュータの故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。)

(無効等の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) ICカードを不正に使用して行われた入札等

(2) 入札参加資格のない者のした入札

(3) 一人で2通以上提出した入札

(4) 入札条件に違反した入札

(5) 明らかに連合によると認められる入札

(6) 入札金額と委託費内訳書の金額が異なる入札

(7) 紙入札等により行われた入札

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合（最低制限価格制度）は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
(再度入札)

第12条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うものとする。

2 再度の入札の入札期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。

3 入札が無効又は失格になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(契約保証金)

第13条 契約保証金の納付等については、規則の定めるところによる。

(契約書の提出)

第14条 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印（電磁的記録の場合にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）をし、速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項の規定により契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合には、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（異議の申立）

第15条 入札をした者は、入札後第5条第1項に規定する入札条件及び契約方法並びにこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

（見積等）

第16条 電子入札システムを利用して行う業務委託の見積及び見積合せについては、この心得の例による。

（補則）

第17条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前に質問することができる。